が悩み解決! 法律コーナー

今月の担当は…

最終回

このコーナーでは、岩手弁護士会所属の弁護士による、身の回りの悩みごと、トラブ いなどを未然に防止するための法律知識などを紹介します。



今回は…「労働問題」についてです!

人を雇って事業を営む方にとっても、人や会社に雇われて給料を得て生活されている方にとっても、大切なのが雇う側と雇われる側との関係を決める「労働契約」です。実際、時間外賃金が十分に払ってもらえなかったり、突然給料を減らされたり、解雇を言い渡されたり、職場内でのセクハラ、パワハラなどでもめたりすることもあると思います。今回は、そんな労働契約上の問題を解決するためのいくつかの方法をご紹介します。

労働者の立場で考えると、労働組合のある職場であれば、職場の組合を通じて雇用主と交渉をするということもあるでしょうし、職場に組合がなくても、個人加入の認められている労働組合を通じての交渉によって解決するということもあろうかと思います。

直接交渉での解決が難しい場合には、岩手労働局や 岩手県労働委員会で行っている「あっせん」の制度が あります。使用者と労働者の紛争について、労働局や 労働委員会が間に入って話し合いをまとめてくれる制 度です。費用がかからず、使いやすい制度ですので、 これまでも多く利用されてきており、解決にも結びつ いている制度ですが、相手方当事者にはあっせんに参 加する義務が課されない点がデメリットと言えます。 裁判所を使った手続きとしては「労働審判」があります。労働審判は、訴訟よりもより簡易かつ迅速に労働契約の紛争を解決するために作られた制度です。労働審判手続きでは、裁判官1人と、専門的知識経験を有する方2人が、当事者双方の言い分を聞き、話し合いをまとめたり、双方の言い分をもとに解決案の審判を出したりします。原則3回の審理で終了することとなりますので、迅速な解決を図れる可能性があります。審判に対し両当事者のいずれかが異議を申し出れば、通常の裁判の手続きに移行します。

町内の方については、あっせんも労働審判も盛岡での手続きになります。裁判であれば宮古の裁判所に提訴することも可能です。あらかじめ弁護士に相談して、どの方法が解決に適しているか検討し、内容を整理してから申し立てするのがおすすめです。

一山田町法律相談センター-

- ▷相談日 毎週月・水・金曜日、毎月最終土曜日
- ○時間 午前10時~午後3時(当日の直接受け付けは午後2時半まで)
- ▷設置場所 旧山田病院 3 階(八幡町)
- ▷電話予約 毎週月~金曜日·午前10時~午後5時
- ◆予約先・問い合わせ ☎81-2560

山中弁護士に直接ご相談の方は、山中法律事務所(盛岡市大通1-1-16岩手教育会館7階☎019-681-2464)へどうぞ。

₹ 農地台帳が公表されます



農地法の一部改正により、農業委員会による農地台帳の整備と公表が法律に位置付けられました。

農地台帳とは、農地の利用状況などを記録したもので、 農業委員会が整備し、町関係部局や県による農地の利用 調整などに役立てられています。

平成27年度から、農地台帳に記載された事項のうち、農地の所在など(右表のとおり)がインターネット(全国農業会議所ホームページ)と農業委員会窓口で公表されます。 農地情報の有効活用による地域農業の活性化のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ 町農業委員会事務局(☎82-3111内線 214)へどうぞ。

農地台帳記載項目	公表方法	
	インター ネット	窓口
農地の所在、地番、地目および面積	0	0
賃借権等の種類・存続期間	0	0
耕作者ごとの整理番号	0	0
遊休農地の措置の実施状況	0	0
貸付に関する所有者の意向	0	0
農振法、都市計画法などの区域区分	0	0
農地中間管理機構が借りている農地かどうか	0	0
所有者の氏名・名称	×	0
賃借人等の氏名・名称	×	0
耕作者の氏名・名称	×	0
所有者の住所	×	×
賃借人等の住所	×	×
賃借等の額	×	×
権利移動に係る手続きの根拠法	×	×
納税猶予の適用状況	×	×
その他の事項	×	×

※〇がついた項目は公表、×がついた項目は非公表です。